|  |
| --- |
| 過疎地域町税不均一課税に関する届出書 |
| 年　　月　　日　　鋸南町長　　　　　様住所（所在地）　　　　　　　　　　氏名（名　称）　　　　　　　　　　（代表者の氏名）　　　　　　　　印　　過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例第３条の規定により、次のとおり届出ます。 |
| ①　新設し、又は増設した製造事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地 | 事業の種類 |  |  |
| 事務所又は事業所の名称 |  |  |
| 所在地 |  |  |
| ②　減価償却資産の取得価格の合計額 |  |  | 円 |
| ③土地及び家屋 | 所　　在　　地 | 取得年月日 | 資産の着手年月日 | 種類 | 面積 |
|  | 年　月　日 | 年　月　日 |  |  |
|  | 年　月　日 | 年　月　日 |  |  |
| 取得価格 | 円 | 取得の原因及び使用目的 |  |
| ④償却資産の種類・取得価格 | 種　　　類 | (１)前年前に取得したもの | (２)前年中に減少したもの | (３)前年中に取得したもの | 計(１)－(２)＋(３) |
| 構築物 |  |  |  |  |
| 機械及び装置 |  |  |  |  |
| 車両及び運搬具 |  |  |  |  |
| 工具・器具及び備品 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |  |

（裏）

　注

　　１　この届出書は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第１項の表の第２号又は第45条第１項の表の第２号の規定の適用を受ける減価償却資産で構成する一の資産ごとに作成すること。

　　２　「償却資産の種類・取得価格」の欄中「(１)前年前に取得したもの」の欄には、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第14条の規定による償却資産申告書の(イ)欄の価格のうち不均一課税の対象となる償却資産の価格を、「(２)前年中に減少したもの」の欄には（ロ）欄の価格のうち不均一課税の対象となる償却資産の価格を、「(３)前年中に取得したもの」の欄には（ハ）欄の価格のうち不均一課税の対象となる償却資産の価格をそれぞれ記載すること。

　　３　この届出書には、次の書類を添付すること。

　　　(１)　「鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置適用事業所説明書」

　　　(２)　事業決算報告書

　　　(３)　特別減価償却をしない理由書

　　　(４)　減価償却資産の見取図

　　　(５)　製造工程表（該当事業のみ）

　　　(６)　届け出期日までに提出できない場合は遅延理由書

　　　(７)　必要な契約書類